

基本目標 4. すべての子どもと子育て家庭が安心して暮らせるまちづくり



4-1. 援助が必要な子どもと保護者への支援

1) 現状と課題

障がいのある児童の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障がいのある児童及びその家族のライフステージに対応する一貫した支援の推進を図るため、保健・医療・福祉・教育などが連携した施策の推進は重要な課題となっています。平成30年度からは障害児福祉サービスの提供等を示した障害児福祉計画に基づく、各種施策を推進しています。また、本市においては、保育所（園）において、保育を必要とする心身に障がいのある児童の集団生活への適応及び児童相互の健全な成長、発達を促すための保育を行っています。

放課後児童クラブでは、集団保育が可能な障がいのある児童の受け入れを行っています。

また、ひとり親家庭における児童の健全な育成を図るため、生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策などのきめ細かな福祉サービスの展開と、施策の取組についての情報提供を行うことが必要です。

子どもの貧困問題への関心が高まっており、子どもの貧困問題について正しい理解の認識と、さまざまな課題と関連性があることを啓発する必要があります。そして、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）などを踏まえながら、子どもに届く支援施策をこれまでの子育て支援施策と連動させて検討・推進していくことが課題となっています。

2) 基本方針

障がいのある児童の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにするという観点から、保健・医療・福祉・教育などの各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備などの一貫した総合的な取組を推進します。保育所（園）等や放課後児童健全育成事業における障がいのある児童の受け入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ります。

また、ひとり親家庭の現状を把握し、国や県と役割分担をしながら、親子が地域で安心して生活できる環境を整え、生活の安定と自立を促進します。

子どもの貧困対策は、子どもと子育て家庭を支援する視点を基本に、現在から将来にわたり、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指し、生まれた地域で子どものライフステージに応じた切れ目ない支援ができるように、教育の支援、生活の安定の支援、保護者の就労支援、経済的支援に資する施策を包括的に推進します。

3) 施策の方向性

① 障がいのある子どもの育ちの支援

121	障害児保育
事業概要及び今後の方向性	
<p>障害児保育は、保護者が家庭において、保育を必要とする心身に障がいのある子どもを、保育所（園）に入所させて健常児とともに保育することにより、その子どもの集団生活への適応及び児童相互の健全な成長及び、発達を促すものです。今後も、引き続き必要とする方が利用できるよう、事業の実施に努めます。</p>	
担当課	
保育課	

122	特別支援教育
事業概要及び今後の方向性	
<p>特別支援教育は、特別な配慮を必要とする子どもたちに対して、適切な教育的支援を行うものです。</p> <p>現在、特別支援教育の充実を図るために市内の小中学校・義務教育学校で特別支援教育巡回相談を実施しています。今後も、特別支援教育の専門性を高める教員研修会の実施、臨床心理士による巡回相談を実施します。</p>	
指導課	
指標	現状値(平成30年度)
巡回相談回数	45回
目標値(令和6年度)	51回
目標値の根拠	市内小中学校・義務教育学校へ平均1.5回実施できるよう年間51回の実施を目標とします。

123	放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ
事業概要及び今後の方向性	
<p>放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れは、放課後児童クラブに入室を希望する集団保育が可能な障がい児に対して、放課後の生活を通してさまざまな児童と活動をとすることで、障がい児の健全育成を図るものです。</p> <p>今後も、引き続き必要な方が利用できるよう、障がい児及び保護者の立場に立った支援をします。</p>	
担当課	
保育課	

124	児童発達支援・放課後等デイサービス（障害児通所給付事業）
事業概要及び今後の方向性	
<p>児童発達支援・放課後等デイサービスは、通所等により、障がいのある児童や家族への専門的な支援を行うものです。</p> <p>就学前の障がいのある児童は、児童発達支援事業所を、就学中の障がいのある児童は、放課後等デイサービス事業所を利用することができます。</p> <p>事業所での療育や適応訓練等による支援に対し障害児通所給付費を給付しています。今後も、引き続き適切な給付に努めます。</p>	
担当課	
障がい者支援課	

125	言語障害児指導訓練（障害児・者生活支援事業）
事業概要及び今後の方向性	
<p>言語障害児指導訓練は、3歳5か月児健診などでことばの遅れがある児童を対象に、言語相談・言語指導を行うものです。</p> <p>今後も、引き続き早期療育につなげる取組を行います。</p>	
担当課	
障がい者支援課	

126	肢体不自由児機能回復訓練（障害児・者生活支援事業）	
	事業概要及び今後の方向性	担当課
	<p>肢体不自由児機能回復訓練は、18歳未満の肢体不自由児で保護者が同伴して通園が可能な人について、春日部市立医療センターにおいて医師及び理学療法士の指導のもとで機能回復訓練を行うものです。</p> <p>現在、事業は休止となっていますが、今後、事業の再開について春日部市立医療センターや関係機関と調整を行っていきます。</p>	障がい者支援課
127	難聴児への補聴器購入費の助成（難聴児補聴器購入費助成事業）	
	事業概要及び今後の方向性	担当課
	<p>難聴児への補聴器購入費の助成は、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の補聴器購入費用の一部を助成するものです。</p> <p>今後も、引き続き難聴児に購入費用を助成します。</p>	障がい者支援課
128	児童発達支援センターふじ学園	
	事業概要及び今後の方向性	担当課
	<p>児童発達支援センターふじ学園では、施設への通園による日常生活における基本的動作の指導や訪問支援員が保育所等を訪問して集団生活への適応のための専門的な支援等を行っています。</p> <p>今後も、引き続き更なる療育の充実を図ります。</p>	障がい者支援課
129	障がいのある児童の移動支援（移動支援事業）	
	事業概要及び今後の方向性	担当課
	<p>移動支援は、障がいのある児童の地域での余暇活動などの社会参加や社会生活上の外出を支援するため、市が登録している民間のサービス団体により外出支援サービスを実施するものです。</p> <p>今後も、引き続き事業を実施します。</p>	障がい者支援課
130	障がいのある児童の一時預かり（日中一時支援事業）	
	事業概要及び今後の方向性	担当課
	<p>日中一時支援は、障がいのある児童を市が登録している事業者が一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための訓練、日常的な訓練、保護者の就労支援、日常的に介護している家族に一時的な休息を提供するものです。</p> <p>今後も、引き続き事業を実施します。</p>	障がい者支援課
131	発達の気になる児童の支援（子どもの発達支援巡回事業）	
	事業概要及び今後の方向性	担当課
	<p>子どもの発達支援巡回事業は、発達の気になる児童の特性に応じた支援が日常的に提供されるよう、療育の専門知識を有する臨床心理士等が、民間の保育所や幼稚園等を巡回し、保育士等に対して子どもへの接し方や保護者への支援の方法を助言するものです。</p> <p>今後も、引き続き事業を実施します。</p>	障がい者支援課

◎ 障がいのある子どもと保護者への支援

132 障害のある児童への生活サポート（障害児・者生活サポート事業補助金）	
事業概要及び今後の方向性	担当課
<p>障害児・者生活サポートは、障がいのある児童の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、市が登録している民間のサービス団体により、外出援助などの介護サービスを実施するものです。</p> <p>緊急時において利用しやすいサービスであり、今後もニーズがあると予想されるため、事業の弾力的な運用に努めます。</p>	障がい者支援課
133 特別児童扶養手当（特別児童扶養手当支給事業）	
事業概要及び今後の方向性	担当課
<p>特別児童扶養手当は、心身に障がいのある20歳未満の児童を、家庭で育てている父母、または児童の養育者に対して手当を支給することにより、精神的・経済的支援を図るものです。</p> <p>今後も、引き続き事業を実施します。</p>	こども政策課
134 障害児福祉手当（特別障害者手当等給付事業）	
事業概要及び今後の方向性	担当課
<p>障害児福祉手当は、法律に基づく手当で、精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時介護を必要とする、在宅で生活する20歳未満の児童に対して手当を支給することにより、児童の福祉の向上を図るものです。</p> <p>今後も、引き続き事業を実施します。</p>	障がい者支援課
135 育成医療（自立支援医療支給事業）	
事業概要及び今後の方向性	担当課
<p>育成医療は、障害者総合支援法に基づき、身体に障がいのある児童に対し、確実な治療効果を期待できるものとして指定医療機関において受診した医療費を給付するものです。</p> <p>今後も、引き続き事業を実施します。</p>	こども政策課
136 家族に対するレスパイトケア（在宅重症心身障害児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金）	
事業概要及び今後の方向性	担当課
<p>家族に対するレスパイトケアは、人工呼吸器を使用する等の医療的ケアを必要とする重症の障がいのある児童を介護する家族の精神的・身体的負担の軽減を図るため、対象児を短期入所やデイサービスで受け入れた事業者を支援するものです。</p> <p>今後も、引き続き実施します。</p>	障がい者支援課

◎ ひとり親家庭の自立支援

137	ひとり親家庭等医療費支給事業	
	事業概要及び今後の方向性	担当課
	ひとり親家庭等医療費支給事業は、ひとり親家庭などに対し、支払った医療費の一部を助成することで生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭などの福祉の増進を図るものです。 今後も、引き続き制度の周知を図り、ひとり親家庭などの経済的負担の軽減を図ります。	こども政策課
138	児童扶養手当支給事業	
	事業概要及び今後の方向性	担当課
	児童扶養手当支給事業は、父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない子どもや、父又は母に一定の障がいのある子どもが育成される家庭に手当を支給することで、生活の安定と自立を促進し児童の福祉の増進を図るものです。 今後も、引き続き制度の周知を図り、対象家庭の経済的負担の軽減を図ります。	こども政策課
139	遺児手当支給事業	
	事業概要及び今後の方向性	担当課
	遺児手当支給事業は、父母の一方または両親が死亡した児童について、手当を支給するものです。 今後も、引き続き制度の周知を図り、遺児の健全な育成と福祉の増進を図ります。	こども政策課
140	交通遺児援護金支給事業	
	事業概要及び今後の方向性	担当課
	交通遺児援護金支給事業は、父母の一方または両親が交通事故により死亡した児童について、援護金を支給するものです。 今後も、引き続き制度の周知を図り、交通遺児の健全な育成と福祉の増進を図ります。	こども政策課
141	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	
	事業概要及び今後の方向性	担当課
	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度は、母子家庭の母や父子家庭の父及び寡婦の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進のために、県が実施している貸付制度の情報提供を行うものです。 今後も、引き続き制度の周知を図り、母子家庭の母や父子家庭の父及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長及びその扶養している児童の福祉の増進を図ります。	こども政策課
142	母子生活支援施設への入所	
	事業概要及び今後の方向性	担当課
	母子生活支援施設への入所は、配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子が、児童の福祉に欠ける場合に、その女子と児童の自立を促進させるために行うものです。 今後も、引き続き対象者の自立に向け、施設入所や相談などの支援を行います。	こども相談課

143	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金	
	事業概要及び今後の方向性	担当課
	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金は、母子家庭及び父子家庭に対する生活・就業支援を行うため、資格取得などに要した経費の一部を支給するものです。 今後も、引き続き制度の周知を図り、母子家庭及び父子家庭の生活・就業支援を図ります。	こども政策課

144	母子家庭及び父子家庭に関する事業の情報提供	
	事業概要及び今後の方向性	担当課
	関係機関などと連携を図り、母子家庭及び父子家庭に関する情報提供として、ひとり親家庭に特化したホームページを作成するなど、より細やかな情報提供を行います。	こども政策課

④ 子どもの貧困対策

145	子供の貧困対策に関する大綱に基づく取組	
	事業概要及び今後の方向性	担当課
	子どもの貧困対策は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）などを踏まえながら、現在から将来にわたり、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指し、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援ができるように、重点施策として定められた、教育の支援、生活の安定支援、保護者の就労支援、経済的支援に資する取組を進めるものです。 今後も、要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業や、母子家庭及び父子家庭自立支援給付金、児童扶養手当制度の着実な実施など、子どもに届く支援の取組を包括的に推進します。	関係課

146	ひとり親家庭の子どものための学習支援事業	
	事業概要及び今後の方向性	担当課
	ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応するため、子どもたちの居場所を兼ねた学習支援の場を設けるものです。 子どもたちの状況に合わせた支援を行い、学習や進学の後押しにつなげていきます。	こども政策課
	指標	現状値(平成30年度)
	学習支援事業を利用した生徒の満足度	0.0%
	目標値(令和6年度)	90.0%
	目標値の根拠	自分の居場所の一つとして9割の生徒から満足してもらうことを目標とします。

4-2. 子育て家庭への経済的支援

1) 現状と課題

高校や大学への進学率上昇を背景とした子ども1人あたりの教育費の割合が上昇傾向にあることや、経済的に困窮している子育て世帯が増加傾向にあるなど、近年の社会情勢の変化などにより、子育てや教育に対する経済的な不安や負担を感じる家庭が増えており、社会全体で子ども・子育てを支えることが必要になっています。

2) 基本方針

安心して子どもを産み、ゆとりを持って子育てができるよう、子育て世帯の状況に応じた各種経済的支援を行います。

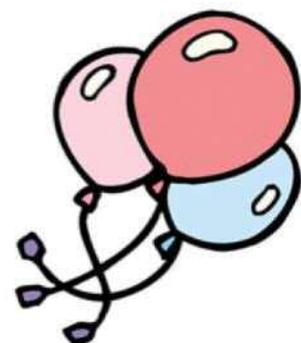
3) 施策の方向性

① 各種経済的支援

147	児童手当支給事業	
	事業概要及び今後の方向性	担当課
	児童手当支給事業は、義務教育修了前の児童を養育している保護者に手当を支給することで、家庭生活の安定と次代を担う児童の健全育成を図るものです。 今後も、引き続き制度の周知を図り、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	こども政策課
148	こども医療費支給事業	
	事業概要及び今後の方向性	担当課
	こども医療費支給事業は、子どもに対する医療費の一部を助成することで、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るものです。 今後も、あらゆる角度から拡充等の検討を進め、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	こども政策課
149	入院助産事業	
	事業概要及び今後の方向性	担当課
	入院助産事業は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院・出産ができない妊産婦に、助産施設への入所や出産費用の全部又は一部を補助することで、安心して出産できる環境を支援するものです。 今後も、引き続き入院助産の必要な妊産婦の支援を行います。	こども相談課
150	未熟児養育医療給付事業	
	事業概要及び今後の方向性	担当課
	未熟児養育医療給付事業は、身体の発育が未熟な状態で生まれ入院治療が必要な乳児に対し、その養育に必要な医療を給付することで、当該乳児の健康の保持及び増進を図るものです。 今後も、引き続き制度の周知を図り、当該乳児が属する世帯の経済的負担の軽減を図ります。	こども政策課

151 生活保護事業		
事業概要及び今後の方向性		担当課
<p>生活保護事業は、資産や能力などすべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。</p> <p>今後も、最低生活の保障とともに一層の自立の助長を図ります。</p>		生活支援課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
就労による保護廃止見込の世帯数	36世帯	60世帯
目標値の根拠	地域の有効求人倍率の変動に関わらず、就労収入増による自立世帯数を増やすことを目標とします。	

152 要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業		
事業概要及び今後の方向性		担当課
<p>要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業は、経済的理由で就学困難な児童生徒の保護者に対し援助することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とし、教育の機会均等などの精神に基づき、すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう図るものです。</p> <p>今後も、経済的理由で就学困難な児童生徒の保護者に対し援助することにより、義務教育の円滑な実施を図ります。</p>		学務課



4-3. 子育てバリアフリーのまちづくり

1) 現状と課題

子育て中の親とその子どもの利用に配慮した設備やサービスを備える施設などを整備し、安心して生活できるとともに、等しく社会参加することができるよう、ユニバーサルデザイン*の考え方に基づいた「子育てバリアフリー」のまちづくりが重要となっています。

そのため、通学路や交通量の多い道路については、交通安全施設や防犯設備などの設置を行うなど、安心・安全に通行することができる道路交通環境の整備が求められています。

特に、公共機関や病院などが集中する地域は、交通量が多く、ベビーカーなどの利用も含めた歩行者の安全を確保するための整備が課題となっています。

また、子育てを取り巻く生活環境のうち、居住環境は最も重要性の高い要件の一つとなっています。このことから、本市において、子育て世帯などに対する市営住宅の入居抽選にあたっては、優先措置を継続して行っています。

今後も、安心して子育てできる環境づくりを目指し、良好な居住環境の整備に努める必要があります。

2) 基本方針

子どもや子ども連れの親などが安心・安全に通行することができる道路交通環境を整備するとともに、子どもを交通事故から守るため、子どもや子育て中の親を対象とした交通安全教育を推進します。

3) 施策の方向性

① 子どもと一緒に歩ける道路交通環境の整備

153 保育所における交通安全教室の実施		
事業概要及び今後の方向性		担当課
交通安全教室は、児童が交通ルールを守る大切さを知り、交通安全意識を高めるものです。 今後も、さまざまな機会を捉え効果的な交通安全教育の実施に努めます。		保育課

154 交通安全施設設置事業		
事業概要及び今後の方向性		担当課
信号機のない交差点や見通しの悪い場所に、交通量や地域要望等に応じて、道路反射鏡の整備を推進します。		交通防犯課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
道路反射鏡の設置数	3,355基	3,505基
目標値の根拠		毎年度約30基ずつ設置することを目標とします。

155 街路灯設置事業		
事業概要及び今後の方向性		担当課
<p>街路灯設置事業は、夜間の市道における交通事故防止などを目的として市道へ街路灯を設置するものです。</p> <p>今後も、生活道路や通学路の交通安全を優先しつつ、省エネを図った器具交換を進めます。</p>		交通防犯課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
街路灯の設置数	13,403基	13,643基
目標値の根拠	毎年度約40基ずつ設置することを目標とします。	

156 交通安全教室		
事業概要及び今後の方向性		担当課
<p>交通安全教室は、市内の小中学校・義務教育学校や幼稚園、保育所(園)などにおいて児童生徒が交通ルールやマナーについて学ぶ機会を提供し交通事故防止を図るものです。</p> <p>今後も、小学校低学年の交通ルール、中高年の自転車免許の推進と他団体の協力も活用し、より有効な教室を展開します。</p>		交通防犯課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
実施回数	71回	80回
目標値の根拠	毎年度1~2回程度増やすことを目標とします。	

157 交通指導員設置運営事業		
事業概要及び今後の方向性		担当課
<p>交通指導員設置運営事業は、小中学校・義務教育学校の通学路の危険箇所交通指導員を配置し交通指導を実施することで児童生徒の安全な通学を促すものです。</p> <p>小中学校・義務教育学校の通学時の安全確保はもとより、交通安全教室や市のイベントなどに協力することにより交通事故防止を図ります。</p> <p>現在交通指導員の配置場所は、49か所となっており、今後も、引き続き市内各学校周辺の危険箇所を調査し、学校からの要望を踏まえた上での検討を図ります。</p>		交通防犯課

158 交通災害見舞金制度事業		
事業概要及び今後の方向性		担当課
<p>交通災害見舞金制度事業は、児童生徒が交通事故による災害を受けた場合に見舞金及び弔慰金を支給するものです。</p> <p>今後も、交通災害により負傷した場合、申請により支給します。</p>		交通防犯課

159 シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底		
事業概要及び今後の方向性		担当課
シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底は、後部座席を含めた全席でのシートベルト及びチャイルドシート着用向上を図るものです。 今後も、啓発回数の増加を図り、事業の充実に努めます。		交通防犯課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
啓発実施回数	2回	3回
目標値の根拠	最終年度までに1回増やすことを目標とします。	

◎ ゆとりある居住環境の整備

160 市営住宅管理事務		
事業概要及び今後の方向性		担当課
市営住宅管理事務は、市営住宅の管理及び住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で市営住宅を供給しているもので、子育て世帯などの入居抽選にあたっては、優先措置を継続して実施します。 借上型市営住宅制度を継続するとともに、既存の市営住宅においても、子育て世帯のライフスタイルにマッチした住宅の供給を推進します。		住宅政策課
指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
設置する団地数	2団地	4団地
目標値の根拠	最終年度までに、子育て支援住宅2団地を増やすことを目標とします。	



4-4. 児童虐待防止対策の充実

1) 現状と課題

児童虐待は子どもの心身に深刻な影響を与え、子どもの権利を侵害する行為であり、近年、児童虐待の増加が社会問題となり、複雑な課題を抱えるケースが多くなっています。児童虐待を防止するため、子どもの人権に関する普及・啓発活動を推進するとともに、虐待防止につながる相談体制の充実が課題となっています。

また、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を実施していくため、福祉、医療、保健、教育、警察などの地域における関係機関の協力ネットワーク体制の構築に努めてきました。児童虐待などにより被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、さらに保護者に対するカウンセリングや助言など、関係機関と連携し、きめ細かな支援を実施することが重要となっています。

また、児童への虐待などの防止については、地域社会全体で対応することが必要であり、これまで以上に地域ぐるみの支援ネットワークを整備するとともに、関係機関の更なる連携体制の強化が課題となっています。

2) 基本方針

今後も引き続き、福祉関係のみならず、医療、保健、教育、警察などの地域における関係機関と協力ネットワーク体制を構築することで、保護者を支援し、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケア、自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を目指します。

3) 施策の方向性

① 児童虐待防止の啓発活動の推進

161	要保護児童対策地域協議会	
	事業概要及び今後の方向性	担当課
	要保護児童対策地域協議会は、要保護児童の適切な保護又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るために、設置されたものです。 今後も、関係機関との必要な情報交換や、要保護児童等に対する支援に関する協議を定期的に行うほか、個別ケース検討会議などを適宜開催し、要保護児童等に対する適切な対応を図ります。	こども相談課
162	児童虐待防止など子どもの人権に関する啓発活動	
	事業概要及び今後の方向性	担当課
	児童虐待防止など子どもの人権に関する啓発活動は、児童虐待防止のパンフレットの配布や出前講座など、さまざまな学習の機会を活用して行っています。 今後も、引き続き児童虐待防止月間その他の機会を活用したパンフレットの配布や、虐待の防止に効果的な怒鳴らない子育て練習講座の充実を図ります。	こども相談課

◎ 相談体制の充実

163	児童相談	
事業概要及び今後の方向性		担当課
<p>児童相談は、子どもに関するあらゆる相談や、保護者の子育てに関する悩みや不安などの相談に応じることで、子どもや保護者などの心身のケアや負担軽減を図るものです。</p> <p>今後も、引き続き相談しやすい環境づくりを進め、家庭における適正な児童養育や児童福祉の向上に努めます。</p>		<p>こども相談課</p>

